○中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(抄)

昭和50年12月23日中津市条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を 図ることを目的とする。

(受給資格の認定)

- **第6条** 支給対象者又はその保護者は、第4条に定める支給を受けようとするときは、<u>規則で定め</u>るところにより受給資格の認定を受けなければならない。
 - ○中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則

昭和58年3月25日中津市規則第8号

(受給資格の申請)

- 第2条 条例第6条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、中津市重度心身障害者医療費受給資格認定(更新)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。
 - (1) 中津市の区域内に住所を有することを証する書類及び前年の所得を証する書類
 - (2) 医療保険各法の規定による被保険者及び被扶養者であることを証する書類
 - (3) 条例第2条第1項に規定する障害の程度を証する書類
 - (4) その他受給に係る必要書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は前項の規定による認定申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿その他身体障害者手帳等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。